

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 8 月20日
【発行者名】	フランクリン・templton・インベストメンツ株式会 社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 幸三
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目14番 1 号
【事務連絡者氏名】	長谷川 格
【電話番号】	03-3535-1260
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	templton・グローバル株式ファンド
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年8月20日に半期報告書を提出したため、平成24年2月17日に関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係事項を新たな情報により訂正するとともに、その他の情報について訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正または更新します。

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

基本的性格

（前略）

ファンドは投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資を行うため、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（「株式」）と組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（「その他資産（投資信託証券）」）とが異なります。

当ファンドの商品分類および属性区分の定義については下記を参照して下さい。

なお、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の内容は、同協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧できます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類および属性区分
（平成23年12月末日現在）

（後略）

<訂正後>

基本的性格

（前略）

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

ファンドは投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資を行うため、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（「株式」）と組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（「その他資産（投資信託証券）」）とが異なります。

当ファンドの商品分類および属性区分の定義については下記を参照して下さい。

なお、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の内容は、同協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧できます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類および属性区分
（平成24年6月末日現在）

（後略）

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社の概況

・資本金

490,000千円（平成23年12月末日現在）

・沿革

平成8年9月25日 テンplton投資顧問株式会社設立
 平成9年2月28日 証券投資顧問業者登録
 平成9年11月28日 投資一任契約業務の認可取得
 平成12年7月3日 フランクリン・templton・インベストメンツ株式
 会社に商号変更
 平成12年9月26日 証券投資信託委託業の認可取得
 平成15年9月30日 フィデュシャリー・トラスト・インターナショナル投
 資顧問株式会社と合併
 平成19年9月30日 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の金融商品
 取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フランクリン・templton ン・キャピタル・ホール ディングス・プライベート ・リミテッド	シンガポール共和 国038987 サンテッ クタワーワン 38-03 テマセック大通り 7	23,400株	100%

（平成23年12月末日現在）

・フランクリン テンplton インベストメンツ（委託会社が属するグループ）の概要
 フランクリン テンplton インベストメンツは、米国において60年以上の歴史を持ち、世界
 30カ国以上に50を超える拠点を有する独立系資産運用グループです。
 フランクリン、templton等のブランドで広く親しまれており、多様な運用商品やサービスを
 グローバルに提供しています。

グループの運用総資産は、2011年12月末日現在、6,703億米ドル（約51.6兆円）です。

2011年12月末日WMロイター（1ドル=76.94円）で換算

<訂正後>

委託会社の概況

・資本金

490,000千円（平成24年6月末日現在）

・沿革

平成8年9月25日 テンplton投資顧問株式会社設立
 平成9年2月28日 証券投資顧問業者登録
 平成9年11月28日 投資一任契約業務の認可取得

- 平成12年7月3日 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式
会社に商号変更
- 平成12年9月26日 証券投資信託委託業の認可取得
- 平成15年9月30日 フィデュシャリー・トラスト・インターナショナル投
資顧問株式会社と合併
- 平成19年9月30日 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の金融商品
取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国038987 サンテックタワーワン 38-03 テマセック大通り 7	26,900株	100%

（平成24年6月末日現在）

- ・フランクリン テンプルトン インベストメンツ（委託会社が属するグループ）の概要
フランクリン テンプルトン インベストメンツは、米国において60年以上の歴史を持ち、世界30ヵ国以上に50を超える拠点を有する独立系資産運用グループです。
フランクリン、テンプルトン等のブランドで広く親しまれており、多様な運用商品やサービスをグローバルに提供しています。
グループの運用総資産は、2012年6月末日現在、7,069億米ドル（約56.4兆円）です。
2012年6月末日WMロイター（1ドル=79.79円）で換算

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<訂正前>

（前略）

ファンドの運用体制等は平成23年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

ファンドの運用体制等は平成24年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。
なお、課税上、当ファンドは株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税
収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成25年12月31日まででは軽減税率が適用され、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告を行うことにより、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

平成26年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として、平成25年12月31日まででは軽減税率が適用され、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が行われます。

源泉徴収選択口座（特定口座）を利用している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。

平成26年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

なお、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）がある場合には、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益を通算することができます。

— 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ、地方税の徴収はありません。）の税率で源泉徴収されます。源泉徴収された税金は保有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

平成26年1月1日以降は、上記の税率は15%（所得税のみ、地方税の徴収はありません。）となる予定です。

個別元本について

< 略 >

収益分配金の課税について

< 略 >

なお、益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

上記は課税方法等により異なる場合があります。

上記は平成23年12月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 訂正後 >

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、課税上、当ファンドは株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）*については、譲渡所得等として、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が行われます。

源泉徴収選択口座（特定口座）を利用している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）がある場合には、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益を通算することができます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益

平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されることにより、上記の税率は、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。源泉徴収された税金は保有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

ファンドについては益金不算入制度の適用はありません。

平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されることにより、上記の税率は、平成25年1月1日以降は7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となる予定です。

個別元本について

< 略 >

収益分配金の課税について

< 略 >

上記は課税方法等により異なる場合があります。

上記は平成24年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

<更新後>

以下は平成24年6月29日現在の運用状況であります。

なお、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいい、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アメリカ	258,355,409	14.73
	ルクセンブルク	257,136,268	14.66
	ケイマン	1,224,354,927	69.79
	小計	1,739,846,604	99.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		14,538,283	0.83
合計(純資産総額)		1,754,384,887	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	時価単価(円)	時価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン	投資証券	テンプルトン・グロース・ファンド	2,114,737.778	538.51	1,138,817,802	578.96	1,224,354,927	69.79
2	ルクセンブルク	投資証券	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ・テンプルトン・グロース(ユーロ)・ファンド	267,726.429	876.37	234,628,883	960.44	257,136,268	14.66
3	アメリカ	投資証券	テンプルトン・グロース・ファンド	198,388.483	1,227.71	243,565,269	1,302.27	258,355,409	14.73

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.17
合計	99.17

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年6月末日及び同日前1年以内における各月末、ならびに下記計算期間末の純資産等の推移は次の通りです。

期	純資産総額（単位：円）	1口当たり純資産額（単位：円）
第1計算期間末 (平成19年11月28日)	10,008,727,779 (分配付)	0.8781 (分配付)
	10,008,727,779 (分配落)	0.8781 (分配落)
第2計算期間末 (平成20年11月28日)	3,895,158,992 (分配付)	0.4194 (分配付)
	3,895,158,992 (分配落)	0.4194 (分配落)
第3計算期間末 (平成21年11月30日)	4,080,828,935 (分配付)	0.5108 (分配付)
	4,080,828,935 (分配落)	0.5108 (分配落)
第4計算期間末 (平成22年11月29日)	2,729,341,531 (分配付)	0.5086 (分配付)
	2,729,341,531 (分配落)	0.5086 (分配落)
第5計算期間末 (平成23年11月28日)	1,833,762,606 (分配付)	0.4243 (分配付)
	1,833,762,606 (分配落)	0.4243 (分配落)
第6計算期間（中間期） (平成24年5月28日)	1,764,861,325 (分配付)	0.4572 (分配付)
	1,764,861,325 (分配落)	0.4572 (分配落)

各月末及び直近日	純資産総額（単位：円）	1口当たり純資産額（単位：円）
平成23年6月末日	2,608,231,936	0.5499
7月末日	2,416,974,621	0.5232
8月末日	2,071,272,808	0.4580
9月末日	1,932,809,955	0.4335
10月末日	2,167,585,496	0.4952
11月末日	1,926,119,673	0.4462
12月末日	1,926,368,331	0.4570
平成24年1月末日	1,953,571,197	0.4766
2月末日	2,142,876,754	0.5324
3月末日	2,125,151,412	0.5386
4月末日	2,013,787,602	0.5182
5月末日	1,730,031,406	0.4488
6月末日	1,754,384,887	0.4644

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	12.2
第2期	52.2
第3期	21.8
第4期	0.4
第5期	16.6
第6期（中間期）	7.8

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

（4）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	15,059,713,123	3,660,965,546
第2期	180,237,065	2,291,517,133
第3期	78,470,320	1,376,716,960
第4期	9,531,246	2,632,097,797
第5期	12,698,488	1,057,267,626
第6期（中間期）	3,419,280	465,613,003

（注1）上記の数字はすべて本邦内における設定及び解約の実績です。

（注2）第1期の設定口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

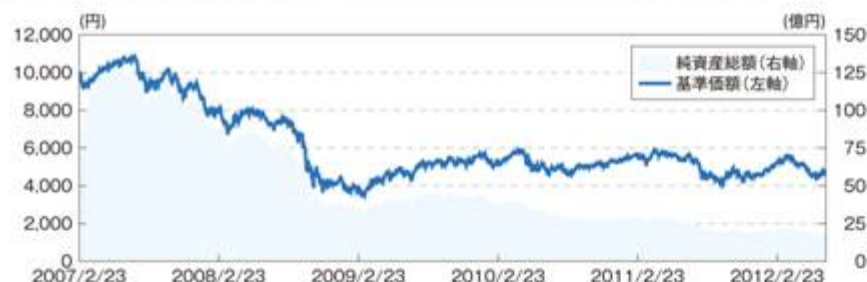
[次へ](#)

< 参考情報 >

〔 運用実績 〕

(2012年6月29日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

分配の推移

2007年11月	0円
2008年11月	0円
2009年11月	0円
2010年11月	0円
2011年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

■ ポートフォリオの状況

投資対象ファンド	99.2%
テンプレトン・グロース・ファンド	14.7%
テンプレトン・グロース(ユーロ)・ファンド	14.7%
テンプレトン・グロース・ファンドII	69.8%
コール・ローン等	0.8%
計	100.0%

※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。

※コール・ローン等=純資産総額(100%)－投資対象ファンド

■ 投資対象ファンドの株式組入上位10銘柄

(投資対象ファンドにおける純資産比)

(2012年6月末日現在(現地))

<テンプレトン・グロース・ファンド>

順位	銘柄名	比率
1	PFIZER INC	3.0%
2	AMGEN INC	2.8%
3	MICROSOFT CORP	2.4%
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	2.2%
5	VODAFONE GROUP PLC	2.1%
6	SANOFI	2.1%
7	COMCAST CORP	2.0%
8	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	2.0%
9	ROYAL DUTCH SHELL	2.0%
10	GLAXOSMITHKLINE PLC	1.9%

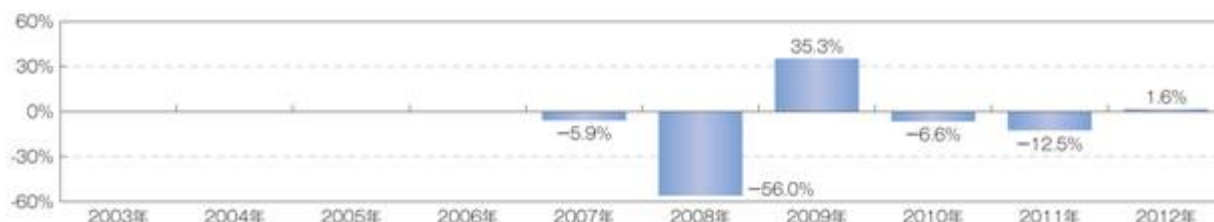
<テンプレトン・グロース(ユーロ)・ファンド>

順位	銘柄名	比率
1	PFIZER INC	3.1%
2	MICROSOFT CORP	2.8%
3	AMGEN INC	2.7%
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	2.3%
5	VODAFONE GROUP PLC	2.3%
6	SANOFI	2.2%
7	GLAXOSMITHKLINE PLC	2.2%
8	COMCAST CORP	2.0%
9	ROYAL DUTCH SHELL	1.7%
10	ROCHE HOLDING AG	1.6%

<テンプレトン・グロース・ファンドII>

順位	銘柄名	比率
1	PFIZER INC	2.7%
2	AMGEN INC	2.4%
3	MERCK & CO INC	2.4%
4	ROCHE HOLDING AG	2.3%
5	MICROSOFT CORP	2.2%
6	SANOFI	2.2%
7	BP PLC	2.1%
8	VODAFONE GROUP PLC	2.1%
9	GLAXOSMITHKLINE PLC	2.0%
10	TOTAL SA	1.9%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにベンチマークはありません。

※2007年は設定日(2007年2月23日)から年末まで、2012年は年初から6月末までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきましては、以下の中間財務諸表が追加され
ます。

中間財務諸表

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成23年11月29日から平成24年5月28日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表
 テンプルトン・グローバル株式ファンド
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (平成24年5月28日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		235,717
コール・ローン		26,272,706
投資証券		1,750,481,857
未収利息		35
流動資産合計		1,776,990,315
資産合計		1,776,990,315
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		419,333
未払委託者報酬		11,636,371
その他未払費用		73,286
流動負債合計		12,128,990
負債合計		12,128,990
純資産の部		
元本等		
元本	*1	3,859,891,457
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	*2	2,095,030,132
(分配準備積立金)		135,342,527
元本等合計		1,764,861,325
純資産合計		1,764,861,325
負債純資産合計		1,776,990,315

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自 平成23年11月29日 至 平成24年 5月28日
営業収益	
受取配当金	6,100,590
受取利息	5,301
有価証券売買等損益	123,094,358
為替差損益	41,899,976
営業収益合計	171,100,225
営業費用	
受託者報酬	419,333
委託者報酬	11,636,371
その他費用	123,352
営業費用合計	12,179,056
営業利益	158,921,169
経常利益	158,921,169
中間純利益	158,921,169
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	31,973,897
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,488,322,574
剰余金増加額又は欠損金減少額	268,054,383
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	268,054,383
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,709,213
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,709,213
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,095,030,132

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、又は投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。

（追加情報）

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	当中間計算期間末 （平成24年5月28日現在）
* 1 期首元本額	4,322,085,180円
期中追加設定元本額	3,419,280円
期中一部解約元本額	465,613,003円
* 2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,095,030,132円であります。
3 受益権の総数	3,859,891,457口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 （平成24年5月28日現在）
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は、中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	有価証券 時価の算定方法は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	当中間計算期間末 （平成24年5月28日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.4572円 （4,572円）

<参考情報>

当ファンドは、「テンプレトン・グロース・ファンド Advisor Class」（米国籍）、「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - テンプレトン・グロース（ユーロ）・ファンド I(Ydis)-USD」（ルクセンブルク籍）および「テンプレトン・グロース・ファンド」（ケイマン籍）の各外国投資証券を主要投資対象としております。投資対象ファンドの財務情報は以下の通りです。以下に記載した情報は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書又は半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したものです。

なお、以下に記載した情報は、当ファンドの監査の対象外です。

「テンプレトン・グロース・ファンド」（米国籍）

純資産額計算書

区分	2012年2月29日現在
	金額（米ドル）
資産	
有価証券	15,736,222,655
預金	79,998
未収入金	87,548,320
未収配当金	40,086,187
その他の資産	3,201,617
資産合計	15,867,138,777
負債	
未払金	63,036,250
未払解約金	23,470,392
未払運用報酬等	12,553,108
未払費用及びその他負債	4,501,492
負債合計	103,561,242
純資産額	15,763,577,535

「テンプレトン・グロース・ファンド」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（1口当たり純資産額）

	2012年2月29日現在
Class A	\$ 18.13
Class B	\$ 17.99
Class C	\$ 17.71
Class R	\$ 17.97
Advisor Class	\$ 18.13

「フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - templton・グロース(ユーロ)・
ファンド」(ルクセンブルク籍)

純資産額計算書

区分	2011年12月31日現在
	金額(EUR)
資産	
有価証券	4,441,283,197
預金	40,285,585
短期金融商品	37,814,476
未収入金	4,564,976
未収利息および未収配当金	9,854,055
その他未収入金	1,237,638
資産合計	4,535,039,927
負債	
未払解約金	3,847,656
為替予約未実現損失	9,896
未払運用報酬等	3,716,259
その他未払金	7,437,647
負債合計	15,011,458
純資産額	4,520,028,469

「templton・グロース(ユーロ)・ファンド」の計算期間は、原則として毎年7月1日から翌年6月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

(1口当たり純資産額)

	2011年12月31日現在
A(acc)	EUR 9.33
A(acc)-hedged(H2)	EUR 10.74
A(acc)-USD	USD 12.09
A(Ydis)	EUR 9.78
A(Ydis)-USD	USD 12.62
B(Ydis)	EUR 6.79
I(acc)	EUR 10.18
I(Ydis)	EUR 9.19
I(Ydis)-USD	USD 11.96
N(acc)	EUR 8.52

「テンプレトン・グロース・ファンド」(ケイマン籍)

純資産額計算書

区分	2012年2月29日現在
	金額(米ドル)
資産	
有価証券	18,821,546
預金	258,302
未収入金	76,562
未収配当金	31,783
資産合計	19,188,193
負債	
未払運用報酬等	7,320
未払費用及びその他負債	66,553
負債合計	73,873
純資産額	19,114,320

「テンプレトン・グロース・ファンド」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

(1口当たり純資産額)

2012年2月29日現在
\$ 8.19

2【ファンドの現況】

<更新後>

【純資産額計算書】

(平成24年6月29日現在)

資産総額	1,761,994,497円
負債総額	7,609,610円
純資産総額 (-)	1,754,384,887円
発行済口数	3,777,641,282口
1口当たり純資産額 (/)	0.4644円

<参考情報>

投資対象ファンドの現況は以下の通りです。以下に記載した現況は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書又は半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したものであります。

「templton・グロース・ファンド」（米国籍）

(2012年2月29日現在)

資産総額	\$ 15,867,138,777
負債総額	\$ 103,561,242
純資産総額 (-)	\$ 15,763,577,535
Class A	\$ 12,254,621,636
Class B	\$ 43,489,997
Class C	\$ 797,818,079
Class R	\$ 147,818,576
Advisor Class	\$ 2,519,829,247
発行済口数	
Class A	675,910,334
Class B	2,417,139
Class C	45,043,477
Class R	8,224,362
Advisor Class	139,021,458
1口当たり純資産額 (/)	
Class A	\$ 18.13
Class B	\$ 17.99
Class C	\$ 17.71
Class R	\$ 17.97
Advisor Class	\$ 18.13

「templton・グロース・ファンド」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - テンプレトン・グロース(ユーロ)・ファンド」(ルクセンブルク籍)

(2011年12月31日現在)

資産総額	EUR 4,535,039,927
負債総額	EUR 15,011,458
純資産総額(-)	EUR 4,520,028,469
発行済口数	
A(acc)	440,442,903.160
A(acc)-hedged(H2)	248,496.220
A(acc)-USD	16,868,386.368
A(Ydis)	18,456,622.167
A(Ydis)-USD	1,995,584.381
B(Ydis)	39,415.669
I(acc)	2,377,598.385
I(Ydis)	147,734.609
I(Ydis)-USD	576,094.496
N(acc)	2,367,067.005
1口当たり純資産額(/)	
A(acc)	EUR 9.33
A(acc)-hedged(H2)	EUR 10.74
A(acc)-USD	USD 12.09
A(Ydis)	EUR 9.78
A(Ydis)-USD	USD 12.62
B(Ydis)	EUR 6.79
I(acc)	EUR 10.18
I(Ydis)	EUR 9.19
I(Ydis)-USD	USD 11.96
N(acc)	EUR 8.52

「テンプレトン・グロース(ユーロ)・ファンド」の計算期間は、原則として毎年7月1日から翌年6月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

「テンプレトン・グロース・ファンド」(ケイマン籍)

(2012年2月29日現在)

資産総額	\$ 19,188,193
負債総額	\$ 73,873
純資産総額(-)	\$ 19,114,320
発行済口数	2,334,614
1口当たり純資産額(/)	\$ 8.19

「テンプレトン・グロース・ファンド」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額（平成23年12月末日現在）

資本金	490,000千円
発行する株式の総数	39,200株
発行済株式総数	<u>23,400株</u>

< 最近5年間における資本金の額の増減 >

年月日	増減
平成22年10月27日	245,000千円の減資
平成22年10月27日	245,000千円の増資
平成23年5月25日	210,000千円の減資
平成23年5月25日	210,000千円の増資
平成23年10月26日	225,000千円の減資
平成23年10月26日	225,000千円の増資

< 訂正後 >

(1) 資本金の額（平成24年6月末日現在）

資本金	490,000千円
発行する株式の総数	39,200株
発行済株式総数	<u>26,900株</u>

< 最近5年間における資本金の額の増減 >

年月日	増減
平成22年10月27日	245,000千円の減資
平成22年10月27日	245,000千円の増資
平成23年5月25日	210,000千円の減資
平成23年5月25日	210,000千円の増資
平成23年10月26日	225,000千円の減資
平成23年10月26日	225,000千円の増資
<u>平成24年3月28日</u>	<u>175,000千円の減資</u>
<u>平成24年3月28日</u>	<u>175,000千円の増資</u>

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

委託会社であるフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言・代理業を行っています。

平成24年6月末日現在、委託会社が運用している証券投資信託は、追加型株式投資信託10本、親投資信託3本で、親投資信託を除いた純資産総額の合計は70,147,226,884円です。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1．当社は、第15期事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）及び第16期事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）の財務諸表について、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、第17期中間会計期間（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条、第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）及び第16期事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間会計期間（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第15期 (平成22年9月30日)	第16期 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	381,516	111,498
前払費用	14,612	13,353
未収入金	* 2 53,978	33,927
未収委託者報酬	59,800	51,451
未収運用受託報酬	19,190	27,932
その他流動資産	2,301	2,855
流動資産合計	531,398	241,018
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	45,378	40,895
器具備品	44,414	36,325
有形固定資産合計	* 1 89,792	* 1 77,220
投資その他の資産		
投資有価証券	22,191	21,394
長期差入保証金	139,941	139,941
投資その他の資産合計	162,133	161,335
固定資産合計	251,926	238,556
資産合計	783,324	479,575
負債の部		
流動負債		
預り金	17,372	13,490
未払収益分配金	1,537	824
未払手数料	36,517	32,450
その他未払金	* 2 516,803	* 2 143,618
未払費用	* 2 44,123	* 2 51,463
未払法人税等	1,519	2,193
資産除去債務	-	8,705
流動負債合計	617,874	252,746
固定負債		
資産除去債務	-	8,715
固定負債合計	-	8,715
負債合計	617,874	261,461
純資産の部		
株主資本		

資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	121,943	373,939
その他資本剰余金	-	210,000
資本剰余金合計	121,943	583,939
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	448,003	856,538
利益剰余金合計	448,003	856,538
株主資本合計	163,939	217,400
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,510	713
評価・換算差額等合計	1,510	713
純資産合計	165,450	218,113
負債純資産合計	783,324	479,575

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第15期 （自 平成21年10月1 日 至 平成22年9月30 日）	第16期 （自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）
営業収益		
委託者報酬	937,164	700,151
運用受託報酬	205,208	164,764
その他営業収益	161,992	95,267
営業収益計	1,304,365	960,183
営業費用		
支払手数料	602,599	466,694
広告宣伝費	1,657	11,181
公告費	1,247	1,904
調査費	78,631	71,500
図書費	1,107	1,815
委託計算費	16,796	17,191
通信費	3,708	4,658
印刷費	28,403	32,558
諸会費	3,396	2,830
販売促進費	301	663
営業費用計	737,849	610,999
一般管理費		
役員報酬	98,348	71,099
給料・手当	514,851	482,373
賞与	90,216	65,860
その他給与	8,110	10,522
法定福利費	46,401	48,016
退職給付費用	10,717	10,388
交際費	1,454	1,706
旅費交通費	5,874	12,488
租税公課	2,735	9,223
福利厚生費	14,863	1,362
事務委託費	225,877	211,835
不動産賃貸料	144,347	145,765
固定資産減価償却費	13,544	18,312
諸経費	178,874	113,463
一般管理費計	1,356,218	1,202,420
営業損失（ ）	789,702	853,236
営業外収益		

受取利息		119		59
為替差益		23,735		9,430
その他		8		38
営業外収益合計		23,863		9,529
経常損失（ ）		765,838		843,707
特別利益				
投資有価証券売却益		8,055		-
特別利益合計		8,055		-
特別損失				
固定資産除却損	* 1	1,177	* 1	24
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		-		11,856
特別損失合計		1,177		11,881
税引前当期純損失（ ）		758,961		855,588
法人税、住民税及び事業税		950		950
法人税等合計		950		950
当期純損失（ ）		759,911		856,538

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

	（ 単位：千円 ）	
	第15期 （ 自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日 ）	第16期 （ 自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日 ）
株主資本		
資本金		
前期末残高	490,000	490,000
当期変動額		
資本金の取崩	-	455,000
新株の発行	-	455,000
当期変動額合計	-	-
当期末残高	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	121,943	121,943
当期変動額		
資本準備金の取崩	-	203,003
新株の発行	-	455,000
当期変動額合計	-	251,996
当期末残高	121,943	373,939
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
資本金の取崩	-	455,000
資本準備金の取崩	-	203,003
損失の処理に伴うその他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-	448,003
当期変動額合計	-	210,000
当期末残高	-	210,000
資本剰余金合計		
前期末残高	121,943	121,943
当期変動額		
資本金の取崩	-	455,000
新株の発行	-	455,000
損失の処理に伴うその他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-	448,003
当期変動額合計	-	461,996
当期末残高	121,943	583,939

利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	311,908	448,003
当期変動額		
損失の処理に伴うその他		
資本剰余金からその他利	-	448,003
益剰余金への振替		
当期純損失（ ）	759,911	856,538
当期変動額合計	759,911	408,535
当期末残高	448,003	856,538
利益剰余金合計		
前期末残高	311,908	448,003
当期変動額		
損失の処理に伴うその他資		
本剰余金からその他利益剰	-	448,003
余金への振替		
当期純損失（ ）	759,911	856,538
当期変動額合計	759,911	408,535
当期末残高	448,003	856,538
株主資本合計		
前期末残高	923,851	163,939
当期変動額		
新株の発行	-	910,000
当期純損失（ ）	759,911	856,538
当期変動額合計	759,911	53,461
当期末残高	163,939	217,400
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	20,145	1,510
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変		
動額（純額）	18,634	797
当期変動額合計	18,634	797
当期末残高	1,510	713
評価・換算差額等合計		
前期末残高	20,145	1,510
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変		
動額（純額）	18,634	797
当期変動額合計	18,634	797
当期末残高	1,510	713
純資産合計		

前期末残高	943,996	165,450
当期変動額		
新株の発行	-	910,000
当期純損失()	759,911	856,538
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)	18,634	797
当期変動額合計	778,546	52,663
当期末残高	<u>165,450</u>	<u>218,113</u>

（重要な会計方針）

項目	第15期 （自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）	第16期 （自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）
1．有価証券の評価 基準及び評価方法	<p> その他有価証券 時価のあるもの 当事業年度末日の市場価格等 に基づく時価法（評価差額 は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は、移動平均 法により算定）を採用してお ります。 </p>	<p> その他有価証券 時価のあるもの 同左 </p>
2．固定資産の減価 償却の方法	<p> 有形固定資産 定額法により償却しておりま す。 </p>	<p> 有形固定資産 同左 </p>
3．その他財務諸表 作成のための重要 な事項	<p> 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜 方式によっております。 </p>	<p> 消費税等の会計処理 同左 </p>

（会計方針の変更）

第15期 （自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）	第16期 （自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）
-	<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用）</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失、経常損失はそれぞれ1,592千円、税引前当期純損失、当期純損失はそれぞれ13,449千円増加しております。</p>

（追加情報）

第15期 （自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）	第16期 （自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）
-	<p>（固定資産の耐用年数の変更）</p> <p>建物付属設備および器具備品の一部は、従来、耐用年数を15年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において残存耐用年数と予測使用期間との乖離が明らかになりました。このため、当事業年度から予測使用期間である耐用年数を将来にわたり変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が6,900千円増加し、営業損失、経常損失、税引前当期純損失および当期純損失が同額増加しております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第15期 （平成22年9月30日）	第16期 （平成23年9月30日）																		
<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">53,380千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">71,080千円</td> </tr> </table> <p>* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動資産 未収入金</td> <td style="text-align: right;">13,059千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債 未払費用</td> <td style="text-align: right;">9,671千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td style="text-align: right;">136,234千円</td> </tr> </table>	建物付属設備	53,380千円	器具備品	71,080千円	流動資産 未収入金	13,059千円	流動負債 未払費用	9,671千円	その他未払金	136,234千円	<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">73,147千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">79,322千円</td> </tr> </table> <p>* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動負債 未払費用</td> <td style="text-align: right;">8,188千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td style="text-align: right;">48,988千円</td> </tr> </table>	建物付属設備	73,147千円	器具備品	79,322千円	流動負債 未払費用	8,188千円	その他未払金	48,988千円
建物付属設備	53,380千円																		
器具備品	71,080千円																		
流動資産 未収入金	13,059千円																		
流動負債 未払費用	9,671千円																		
その他未払金	136,234千円																		
建物付属設備	73,147千円																		
器具備品	79,322千円																		
流動負債 未払費用	8,188千円																		
その他未払金	48,988千円																		

（損益計算書関係）

第15期 （自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）	第16期 （自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）
<p>* 1 固定資産除却損は、器具備品1,177千円であります。</p>	<p>* 1 固定資産除却損は、器具備品24千円であります。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第15期（自平成21年10月1日至平成22年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,800	-	-	9,800
合計	9,800	-	-	9,800

自己株式について、該当事項はありません。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

第16期（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,800	9,100	-	18,900
合計	9,800	9,100	-	18,900

（注）自己株式について、該当事項はありません。

（注）当事業年度増加株式数は、平成22年10月27日払込の株主割当増資に伴う新株式発行4,900株、および、平成23年5月25日払込の株主割当増資に伴う新株式発行4,200株によるものです。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第15期 （自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）	第16期 （自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第15期（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

投資有価証券は全て投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、日々基準価額の変動をモニタリングすることで管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
資産			
（1）現金・預金	381,516	381,516	-
（2）未収入金	53,978	53,978	-
（3）未収委託者報酬	59,800	59,800	-
（4）未収運用受託報酬	19,190	19,190	-
（5）投資有価証券 その他有価証券	22,191	22,191	-
（6）長期差入保証金	113,858	103,864	9,994
資産計	650,533	640,539	9,994
負債			
（1）未払手数料	36,517	36,517	-
（2）その他未払金	516,803	516,803	-
（3）未払費用	44,123	44,123	-
負債計	597,443	597,443	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収入金、（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

保有する投資信託の時価は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照ください。

（6）長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期差入保証金

長期差入保証金(貸借対照表計上額139,941千円)のうち、営業保証金(貸借対照表計上額26,083千円)については、返還時期の想定を行うことが難しく、将来キャッシュフローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 長期差入保証金」には含めておりません。

(注) 3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	381,516	-	-	-
未収入金	53,978	-	-	-
未収委託者報酬	59,800	-	-	-
未収運用受託報酬	19,190	-	-	-
合計	514,484	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

第16期（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

投資有価証券は全て投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、日々基準価額の変動をモニタリングすることで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
資産			
(1) 現金・預金	111,498	111,498	-
(2) 未収入金	33,927	33,927	-
(3) 未収委託者報酬	51,451	51,451	-
(4) 未収運用受託報酬	27,932	27,932	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	21,394	21,394	-
(6) 長期差入保証金	113,858	109,989	3,869
資産計	360,062	356,193	3,869
負債			
(1) 未払手数料	32,450	32,450	-
(2) その他未払金	143,618	143,618	-
(3) 未払費用	51,463	51,463	-
負債計	227,532	227,532	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

保有する投資信託の時価は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照ください。

(6) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期差入保証金

長期差入保証金（貸借対照表計上額139,941千円）のうち、営業保証金（貸借対照表計上額26,083千円）については、返還時期の想定を行うことが難しく、将来キャッシュフローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 長期差入保証金」には含めておりません。

(注) 3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	111,498	-	-	-
未収入金	33,927	-	-	-
未収委託者報酬	51,451	-	-	-
未収運用受託報酬	27,932	-	-	-
合計	224,809	-	-	-

(有価証券関係)

第15期（平成22年9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他	19,670	21,315	1,645
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの			
その他	1,010	876	134
合計	20,680	22,191	1,510

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額（千円）
113,145	8,055	-

第16期（平成23年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他	19,670	20,545	875
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの			
その他	1,010	849	161
合計	20,680	21,394	713

(デリバティブ取引関係)

第15期 （自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）	第16期 （自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

<p style="text-align: center;">第15期 （自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）</p>	<p style="text-align: center;">第16期 （自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）</p>												
<p>採用している退職給付制度の概要 当社は総合設立型厚生年金基金制度を採用しております。要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 （平成22年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">24,120百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">23,487百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">633百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">0.59%</p> <p>(3) 補足説明 上記(1)の差引額の主な原因は、繰越剰余金633百万円であります。</p> <p>* なお、上記の数値については、入手可能な直近時点の年金財政計算に基づいて開示しております。</p>	年金資産の額	24,120百万円	年金財政計算上の給付債務の額	23,487百万円	差引額	633百万円	<p>採用している退職給付制度の概要 当社は総合設立型厚生年金基金制度を採用しております。要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 （平成23年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">25,174百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">25,105百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">69百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">0.60%</p> <p>(3) 補足説明 上記(1)の差引額の主な原因は、繰越剰余金69百万円であります。</p> <p>* なお、上記の数値については、入手可能な直近時点の年金財政計算に基づいて開示しております。</p>	年金資産の額	25,174百万円	年金財政計算上の給付債務の額	25,105百万円	差引額	69百万円
年金資産の額	24,120百万円												
年金財政計算上の給付債務の額	23,487百万円												
差引額	633百万円												
年金資産の額	25,174百万円												
年金財政計算上の給付債務の額	25,105百万円												
差引額	69百万円												

（税効果会計関係）

第15期 (平成22年9月30日)	第16期 (平成23年9月30日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金	繰越欠損金
575,527	926,929
未払金	未払金
30,313	21,755
未払費用	未払費用
15,873	17,368
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
12,748	12,748
その他	資産除去債務
373	7,088
繰延税金資産小計	その他
634,836	3,006
評価性引当額	繰延税金資産小計
634,836	988,896
繰延税金資産合計	評価性引当額
0	987,280
繰延税金負債	繰延税金負債との相殺
-	1,616
繰延税金資産の純額	繰延税金資産合計
0	0
	繰延税金負債
	資産除去債務に対応する除去費用
	1,616
	繰延税金負債小計
	1,616
	繰延税金資産との相殺
	1,616
	繰延税金負債合計
	0
	繰延税金資産の純額
	0
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
	3. 決算日後の法人税の税率等の変更
	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、当社では平成24年10月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.69%から35.64%に段階的に変更されます。なお、この変更による影響はありません。

(資産除去債務関係)

第16期

(平成23年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は0.945%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	16,107千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	197千円
資産除去債務の履行による減少額	-
見積りの変更による影響額	1,114千円
期末残高	17,420千円

(注) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(4) 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、当該資産除去債務に係る固定資産の使用見込期間に関する見積りの変更を行っております。その結果、見積りの変更に伴う影響として、資産除去債務が1,114千円増加しております。

（セグメント情報等）

第16期（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1．セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

2．関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
757,248	202,934	960,183

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

損益計算書の営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

第15期（自平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	フランクリンリソーシズ・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州	22,401千米ドル	銀行持株 会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託関係、 役員の兼任	本部共通経費の支払	40,913	未払費用 その他未払金	8,539 125,937

（注）1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額を支払っております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	テンプレトングローバルアドバイザーズリミテッド	バハマ国	5,000米ドル	資産運用会社	無し	サポートフィー契約を締結	ファンド販売支援業務	34,218	その他未払金	34,454
同一の親会社を持つ会社	フランクリンテンプレトンカンパニーズエルエルシー	アメリカ合衆国 デラウェア州	100米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	191,659	その他未払金	236,890
同一の親会社を持つ会社	フランクリンテンプレトンインベストメントトラストマネジメントリミテッド	大韓民国	250億ウォン	資産運用会社	無し	業務委託関係、 役員の兼任	委託業務の受任	52,092	未収入金	6,722
同一の親会社を持つ会社	フランクリンテンプレトンインベストメントマネジメントリミテッド	英国	3百万ポンド	資産運用会社	無し	業務委託関係	委託代行業務の受任	111,771	未収入金	6,418
同一の親会社を持つ会社	フランクリンテンプレトンインベストイティメントス（ブラジル）エルティエーダ	ブラジル	617,990レアル	資産運用会社	無し	業務委託関係	委託代行業務の受任	22,131	未収入金	24,358

（注）1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（1）ファンド販売支援業務については、ファンド販売支援に対する対価を支払っております。

（2）総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、グローバルサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

（3）委託業務の受任については、委託業務契約に基づいて算出された委託業務報酬を受領しております。

（4）委託代行業務の受任については、委託代行業務契約に基づいて算出された委託代行業務報酬を受領しております。

す。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

templton ワールドワイド インク(非上場)

templton インターナショナル インク(非上場)

第16期（自平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	フランクリン・リソース・リンク	アメリカ合衆国デラウェア州	21,769千米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託関係、役員の兼任	本部共通経費の支払	43,404	未払費用	6,914
									その他未払金	36,871
親会社	テンブルトン・インターナショナル・リンク	アメリカ合衆国デラウェア州	0米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	-	増資の引受	490,000	-	-
親会社	フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド	シンガポール	264,676千シンガポールドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 直接 100%	役員の兼任	増資の引受	420,000	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額を支払っております。

3. テンブルトン・インターナショナル・リンクは、平成23年4月1日に所有する当社株式14,700株全てをフランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッドに譲渡しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	テンプルトン グローバル ア ドバイザーズ リミテッド	バハマ国	5,000米ド ル	資産運用 会社	無し	サポートフィー 契約を締結	ファンド販売 支援業務	25,644	その他未 払金	2,473
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆国 デラウェア州	100米ドル	一般業務 委託請負 会社	無し	業務委託関係	総務・経理・ インフォメー ションテクノ ロジー業務等 の委託	186,190	その他未 払金	16,120
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン テンプルトン インベストメ ント トラスト マネジメント リミテッド	大韓民国	250億 ウォン	資産運用 会社	無し	業務委託関係、 役員の兼任	委託業務の受 任	34,814	未収入金	4,489
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン テンプルトン インベストメ ント マネジメ ント リミテッ ド	英国	3百万 ポンド	資産運用 会社	無し	業務委託関係	委託代行業務 の受任	66,060	未収入金	4,715
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン テンプルトン インベスティ メントス(ブラ ジル)エル ティエーダ	ブラジル	617,990レ アル	資産運用 会社	無し	業務委託関係	委託代行業務 の受任	18,618	未収入金	21,289

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) ファンド販売支援業務については、ファンド販売支援に対する対価を支払っております。

(2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、グローバルサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

(3) 委託業務の受任については、委託業務契約に基づいて算出された委託業務報酬を受領しております。

(4) 委託代行業務の受任については、委託代行業務契約に基づいて算出された委託代行業務報酬を受領していません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

テンプルトン ワールドワイド インク(非上場)

テンプルトン インターナショナル インク(非上場)

フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド(非上場)

（ 1株当たり情報）

第15期 （自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）		第16期 （自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	16,882円70銭	1株当たり純資産額	11,540円42銭
1株当たり当期純損失金額（注）	77,542円02銭	1株当たり当期純損失金額（注）	54,091円49銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下の通りであります。

	第15期 （自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）	第16期 （自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）
当期純損失（ ）（千円）	759,911	856,538
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	759,911	856,538
期中平均株式数（株）	9,800	15,835

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">第15期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">第16期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>1. 資本金の減少 平成22年9月22日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、次のように資本金の減少を行いました。</p> <p>(1) 資本金の減少の目的 今後の機動的かつ柔軟な財務政策の実施に備えるため</p> <p>(2) 資本金の減少の方法 減少する資本金の額の全部をその他資本剰余金とする方法</p> <p>(3) 減少する資本金の額 245,000千円</p> <p>(4) 減少する発行済株式数 0株</p> <p>(5) 効力発生日 平成22年10月27日</p> <p>2. 新株発行 平成22年9月22日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、次のように新株発行を行いました。</p> <p>(1) 募集の方法 株主割当による募集</p> <p>(2) 発行する株式の種類 普通株式</p> <p>(3) 発行する株式の数 4,900株</p> <p>(4) 発行価額 1株当たり100千円</p> <p>(5) 発行総額 490,000千円</p> <p>(6) 発行価額のうち資本金へ組入れる額 245,000千円</p> <p>(7) 発行日 平成22年10月27日</p> <p>(8) 資金の用途 財務状態の強化</p>	<p>1. 資本金の減少 平成23年9月21日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、次のように資本金の減少を行いました。</p> <p>(1) 資本金の減少の目的 今後の機動的かつ柔軟な財務政策の実施に備えるため</p> <p>(2) 資本金の減少の方法 減少する資本金の額の全部をその他資本剰余金とする方法</p> <p>(3) 減少する資本金の額 225,000千円</p> <p>(4) 減少する発行済株式数 0株</p> <p>(5) 効力発生日 平成23年10月26日</p> <p>2. 新株発行 平成23年9月21日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、次のように新株発行を行いました。</p> <p>(1) 募集の方法 株主割当による募集</p> <p>(2) 発行する株式の種類 普通株式</p> <p>(3) 発行する株式の数 4,500株</p> <p>(4) 発行価額 1株当たり100千円</p> <p>(5) 発行総額 450,000千円</p> <p>(6) 発行価額のうち資本金へ組入れる額 225,000千円</p> <p>(7) 発行日 平成23年10月26日</p> <p>(8) 資金の用途 財務状態の強化</p>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第17期中間会計期間末 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		516,640
前払費用		8,721
未収入金		22,191
未収委託者報酬		48,658
未収運用受託報酬		25,201
その他流動資産		2,335
流動資産合計		623,749
固定資産		
有形固定資産		
建物		20,665
器具備品		16,545
有形固定資産合計	* 1	37,211
投資その他の資産		
投資有価証券		24,224
長期差入保証金		139,941
投資その他の資産合計		164,165
固定資産合計		201,377
資産合計		825,126
負債の部		
流動負債		
預り金		19,720
未払収益分配金		905
未払手数料		30,619
その他未払金		194,412
未払費用		81,189
未払法人税等		1,347
賞与引当金		36,194
流動負債合計		364,388
固定負債		
資産除去債務		8,756
固定負債合計		8,756
負債合計		373,145
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		527,400
資本剰余金合計		527,400
利益剰余金		

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	568,962
利益剰余金合計	568,962
株主資本合計	448,438
評価・換算差額等	
₁ その他有価証券評価差額金	3,543
評価・換算差額等合計	3,543
純資産合計	451,981
負債純資産合計	825,126

(2) 中間損益計算書

(単位 : 千円)

		第17期中間会計期間
		(自 平成23年10月1日
		至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬		280,625
運用受託報酬		88,672
其他営業収益		40,606
営業収益計		409,903
営業費用及び一般管理費	* 1	838,579
営業損失 ()		428,676
営業外収益	* 2	89
営業外費用	* 3	10,603
経常損失 ()		439,190
特別損失	* 4	129,296
税引前中間純損失 ()		568,487
法人税、住民税及び事業税		475
法人税等合計		475
中間純損失 ()		568,962

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第17期中間会計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	490,000
当中間期変動額	
資本金の取崩	400,000
新株の発行	400,000
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	490,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	373,939
当中間期変動額	
新株の発行	400,000
資本準備金の取崩	246,538
当中間期変動額合計	153,461
当中間期末残高	527,400
その他資本剰余金	
当期首残高	210,000
当中間期変動額	
資本金の取崩	400,000
資本準備金の取崩	246,538
損失の処理に伴うその他資本剰余金から その他利益剰余金への振替	856,538
当中間期変動額合計	210,000
当中間期末残高	-
資本剰余金合計	
当期首残高	583,939
当中間期変動額	
資本金の取崩	400,000
新株の発行	400,000
損失の処理に伴うその他資本剰余金から その他利益剰余金への振替	856,538
当中間期変動額合計	56,538
当中間期末残高	527,400
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	856,538
当中間期変動額	
損失の処理に伴うその他資本剰余金から その他利益剰余金への振替	856,538
中間純損失	568,962

当中間期変動額合計	287,576
当中間期末残高	568,962
利益剰余金合計	
当期首残高	856,538
当中間期変動額	
損失の処理に伴うその他資本剰余金から	
その他利益剰余金への振替	856,538
中間純損失	568,962
当中間期変動額合計	287,576
当中間期末残高	568,962
株主資本合計	
当期首残高	217,400
当中間期変動額	
新株の発行	800,000
中間純損失	568,962
当中間期変動額合計	231,037
当中間期末残高	448,438
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	713
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,829
当中間期変動額合計	2,829
当中間期末残高	3,543
評価・換算差額等合計	
当期首残高	713
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,829
当中間期変動額合計	2,829
当中間期末残高	3,543
純資産合計	
当期首残高	218,113
当中間期変動額	
新株の発行	800,000
中間純損失	568,962
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,829
当中間期変動額合計	233,867
当中間期末残高	451,981

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第17期中間会計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、移動平均法により算定)を採用して おります。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与 支給見込額の当中間会計期間における負担額を 計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており ます。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第17期中間会計期間末 (平成24年3月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 58,384千円 器具備品 50,555千円

(中間損益計算書関係)

項目	第17期中間会計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
* 1 減価償却実施額	有形固定資産 45,054千円
* 2 営業外収益の主要項目	受取利息 32千円
* 3 営業外費用の主要項目	為替差損 10,603千円
* 4 特別損失の主要項目	特別退職金 129,296千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第17期中間会計期間（自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	18,900	8,000	-	26,900
合計	18,900	8,000	-	26,900

（注）自己株式について、該当事項はありません。

（注）当中間会計期間増加株式数は、平成23年10月26日払込の株主割当増資に伴う新株式発行4,500株、および、平成24年3月28日払込の株主割当増資に伴う新株式発行3,500株によるものです。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第17期中間会計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第17期中間会計期間末（平成24年3月31日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
資産			
(1) 現金・預金	516,640	516,640	-
(2) 未収入金	22,191	22,191	-
(3) 未収委託者報酬	48,658	48,658	-
(4) 未収運用受託報酬	25,201	25,201	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	24,224	24,224	-
(6) 長期差入保証金	113,858	110,475	3,383
資産計	750,775	747,391	3,383
負債			
(1) 未払手数料	30,619	30,619	-
(2) その他未払金	194,412	194,412	-
(3) 未払費用	81,189	81,189	-
負債計	306,221	306,221	-

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券は全て投資信託であり、投資信託の時価は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照ください。

(6) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額

によっております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期差入保証金

長期差入保証金（中間貸借対照表計上額139,941千円）のうち、営業保証金（中間貸借対照表計上額26,083千円）については、返還時期の想定を行うことが難しく、将来キャッシュフローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6)長期差入保証金」には含めておりません。

(有価証券関係)

第17期中間会計期間末（平成24年3月31日現在）

1. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの その他	23,260	19,670	3,590
小計	23,260	19,670	3,590
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの その他	964	1,010	46
小計	964	1,010	46
合計	24,224	20,680	3,543

(デリバティブ取引関係)

第17期中間会計期間末
(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第17期中間会計期間末
(平成24年3月31日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	17,420千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	41千円
資産除去債務の履行による減少額	8,705千円
その他増減額	-
当中間会計期間末残高	<u>8,756千円</u>

（セグメント情報等）

第17期中間会計期間（自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日）

1．セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

2．関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	その他	合計
302,951	50,213	56,738	409,903

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が中間貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

(1株当たり情報)

第17期中間会計期間
(自 平成23年10月1日
至 平成24年3月31日)

1株当たり純資産額	16,802円28銭
1株当たり中間純損失金額	24,886円83銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については潜在株式の発行がないため、記載しておりません。

1株当たり中間純損失金額の算定の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	568,962千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	568,962千円
期中平均株式数	22,862株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 : 324,279百万円（平成23年9月末日現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成23年9月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<訂正後>

(1) 受託会社

名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 : 324,279百万円（平成24年3月末日現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年3月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

<訂正前>

(1) 受託会社

ファンドの受託者として投資信託財産の保管・管理・計算、外国有価証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行います。なお、受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

<参考：再信託受託会社の概要>

名 称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額 : 10,000百万円(平成23年9月末日現在)
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

<訂正後>

(1) 受託会社

ファンドの受託者として投資信託財産の保管・管理・計算、外国有価証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行います。なお、受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

<参考：再信託受託会社の概要>

名 称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額 : 10,000百万円(平成24年3月末日現在)
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

独立監査人の監査報告書

平成22年12月17日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年9月22日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成22年10月27日に資本金の減少及び新株の発行を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年 6月26日

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 和田 渉 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプレトン・グローバル株式ファンドの平成23年11月29日から平成24年5月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、テンプレトン・グローバル株式ファンドの平成24年5月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年11月29日から平成24年5月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年12月20日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年9月21日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年10月26日に資本金の減少及び新株の発行を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年6月29日

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。